

令和8年度 交通事故相談員（豊岡勤務）の募集について

1 募集職種・採用予定人数

交通事故相談所における交通事故にかかる専門相談員（会計年度任用職員）1名

2 職務内容

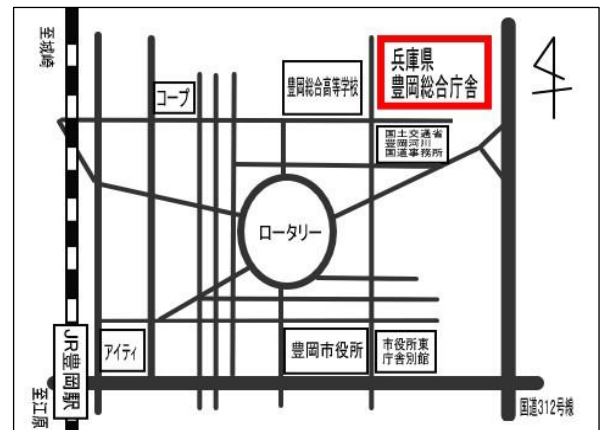
- (1) 被害者等に対する賠償問題、更生問題その他各般の問題についての総合的な相談、指導に関する事務
- (2) 各種支援機関へのあっせんに関する事務
- (3) 市町等における交通事故相談の指導に関する事務
- (4) 交通事故被害者等の支援についての広報に関する事務

3 勤務場所

兵庫県交通事故相談所 豊岡支所
（兵庫県豊岡総合庁舎1階（豊岡市幸町7-11））

4 勤務日・勤務時間

週1日（毎週水曜日）
勤務時間：7時間15分
（午前9時から午後5時15分（休憩60分））



5 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県交通事故相談所豊岡支所に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- (6) その他、交通課勤務歴など職務に必要な知識、能力等を有する方

6 選考方法

- (1) 選考方法：所定の応募書類及び面接試験
- (2) 面接日時：日時は、別途お知らせします。
- (3) 場 所：兵庫県豊岡総合庁舎（豊岡市幸町7-11）

7 申込方法

令和8年10月20日（火）までに下記まで郵送または持参で所定の応募書類（写真貼付）を提出してください。

【申込・問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁2号館2階）
兵庫県県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課交通安全対策班 電話：078-362-9071

（裏面あり）

8 任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

9 勤務条件等

(1) 基本報酬（令和8年度 現行額）

月額38,700円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

(2) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(3) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

(4) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

10 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。